

藤原顕輔の最晩年の詠歌一首

―息男清輔との関わりも含めて―

芦 田 耕 一

一

六条藤家顕輔の『顕輔集』に次の歌が見られる。

左大臣殿の中納言中将兼長春日祭上卿にくだりたまひしに、前馬助範綱が、二郎子清綱をいみじくしたててしのぶずりのかりぎぬなどをきせたりし、おもふ所あるやうに見えしかば、又の日、たれともなくて範綱がもとにさしおかせし

144きのふ見ししのぶのみだれたれならん心のほどぞかぎりしられぬ

春日祭に奉仕する上卿（公卿の首座）として兼長が務めたが、その供奉者清綱が信夫摺りの狩衣を着ているのを見て親の範綱に名を伏せて歌を送ったという。

これは後に『千載集』雑上に採られる。

右大将兼長、かすがのまつりの上卿にたち侍りけるとともに、藤原範綱がこ清綱が六位に侍りけるに、しのぶずりのかりぎぬをきせて侍りけるを、をかしくみえければ、又の日範綱がもとにさしおかせ侍りける

左京大夫顕輔

976きのふみししのぶもぢずりたれならん心のほどぞかぎりしられぬ

詞書において、『顕輔集』の兼長の職名「中納言中将」が『千載集』では「右大将」、「前馬助範綱」が「藤原範綱」、「おもふ所あるやうに」が「をかしく」と異なり、他に清綱の位が『千載集』で「六位」とあり、「たれともなくて」が省略されている。歌は、第二句「しのぶのみだれ」（『顕輔集』は異同なし）が『千載集』では「しのぶもぢずり」とある。

顕輔息清輔が撰した『統詞花集』雑上にも、

右大将兼長春日祭の上卿にてくだり侍りけるとともに、藤原範綱をいとをかしようしたててしのぶずりのかりぎぬなどきせたりける、ゆゑあるやうに見えければ、又の日範綱がもとに、たれともなくてさしおかせける

左京大夫顕輔

741昨日見ししのぶもぢずりたれならん心のほどぞかぎりしられぬ

とある。主に今まで上げてきたことを見ると、兼長は「右大将」、範綱の行為を「ゆゑある」とし、歌主の名を伏せたとする。大きな違いは「範綱」が二回出ることであり、初めは「清綱」と思われるが諸本に異同はない。そもこの本文は歌も含めて『顕輔集』に依拠しているように思えず、不審である。

顕輔猶子の顕昭もこの歌を『袖中抄』第十八に採り上げている。「シノブモヂズリ」項に、

又故中納言大将兼長冬ノ春日祭使ニクダリ給ヒシトモニ人ノイロノニ花ヲ、リテキラメケル中ニ 前馬助範綱ガ子清綱ガシノブズリノ狩衣ヲキタリケルガ コ、ロアリテミエケレバ 故左京兆 次ノ日範綱ガモトへ

キノフミシ、ノブノミダレノナラムコ、ロノホドゾカギリシラレヌ

世ノスエニモヲカシキコトハイデキケリ

と見える。他と違う主な点は、この春日祭を冬とし、今まで全く見られなかった「イロノニ……キラメケル中ニ」

や左注があり、範綱の行為を「コ、ロアリテ」とすることである。歌の第二句は「しのぶもぢずり」、第四句は「このころのうちぞ」とする諸本がある。特に、冬の春日祭としたことは後述するように間違っている。

○

この話が『伊勢物語』初段を意識していることは明らかである。春日祭ということで、範綱は春日の里を舞台にした初段に因んで「しのぶずりのかりぎぬ」を着用させたのであり、顕輔はこの趣向を「おもふ所ある」「をかしく」「ゆゑある」「コ、ロアリ」と評している。顕輔の歌はこれをうけており、「しのぶのみだれ（しのぶもぢずり）たれならん」は「みちのくの忍ぶもぢずり誰ゆゑにみだれせめにし我ならなくに」「かぎりしられぬ」は男が姉妹に送った「春日野の若紫のすり衣しのぶのみだれ限り知られず」を踏まえて詠んだ。

顕輔はこれで何を言おうとしたのだろうか。『千載集』の「新日本古典文学大系」本および「和泉古典叢書」本はともに春日祭に相応しい服装を調えた親の配慮の深さを賞讃する歌としている。いま前者の現代語訳で示せば、「昨日見た信夫摺りの狩衣姿は誰だったのでしょうか。心用意のほどは測り知れないすばらしさですな」とある。

このように解するよりは、依拠した歌が両方とも恋の歌であったことからこれも恋の歌と考えるのがよいのではないか。『顕輔集』と『袖中抄』に見られる範綱の「前馬助」（『尊卑分脈』等に從えば「前右馬助」である）に注目したい。『伊勢物語』では在原業平も就いた「右馬頭なる翁」が重要な人物となっている。顕輔は「馬助」から自分を「右馬頭なる翁」とすること（後述するように彼は高齢であった）を思い付き、『伊勢物語』がある。「をとこ」の一代記風の物語であるように、老男の若き頃の話として自分自身を初段の「うひかうぶり」したばかりの男に擬したのではなからうか。こうだとすると、美しい姉妹へではなく父親に向って、あの信夫摺りの狩衣姿の美しい男は誰でしょうかとわざと惚けてみせ、下の句において、その人のために私の心は限りなく乱れていますと懊悩する様を詠んだことになる。男同士がいれば恋歌まがいの消息を送る体をとっていると見えよう。名を伏せての文

に範綱はいろいろ詮索するであろうから、それを意図して『頭輔集』や『統詞花集』に見られるごとく「たれともなくて」送ったのである。あるいは、これは高齢の頭輔が臆面もなく戯れをしたためであったとも考えられようか。頭輔が『伊勢物語』を意識して作ったと思しい歌は『頭輔集』に他に二首見出される。しかも当該歌と同じようにともに主人公の「を」と「右馬頭」の立場で詠まれている。まず、

身のぞみかなはで、世中すさまじくおぼゆるころ、人のもとにつかはしける

71うき身にはみやこのてぶりあきはてぬひなへさそはぬあづまへもがな

第四句「さそはぬ」は諸本「さそはむ」「さそはぬ」とあり、普通ならば「さそはむ」がよいだろう。第五句「あつまへ」は「あつまつ」とするのが多いが、「へ」「つ」の字体酷似による誤りであろう。これは言うまでもなく、詞書の状況からも「東下り」の段にそっくりである。

あと一例は「大宮中納言（注、藤原伊通）家歌合に」の「月」、

75山のはにせきもりすゑよたつたひめをしむもしらぬ月やとまると

であり、八十二段の惟喬親王との友情話に拠るだろう。交野、天の河を経て水無瀬の宮に帰って来た折に、親王が酔って寝ようとしたところ十一日の月が隠れようとしたので、お供の右馬頭が、

あかなくにまだきも月のかくるゝか山の端にげて入れずもあらなむ

と詠んだ。これが、まだ見飽きない月を山の端が逃げて入れないようにというのに対して、『頭輔集』は山の端に関守を据えて月を止まらせよという。状況や共通する歌詞からみても八十二段を踏まえているだろう。なお、「たつたひめ」は周知のごとく秋を支配する女神であるが、これを用いたのは、前掲部分のすぐ前に「交野を狩りて、天の河のほとりに至るを題にて」右馬頭が詠んだ、

狩り暮らし棚機つ女に宿からむ天の河原に我は来にけり

の「棚機つ女」からヒントを得たのではないだろうか。

この一四四番歌はいつのことであろうか。新日本古典文学大系『千載集』と『袖中抄の校本と研究』は『台記』を上げて久安四年（一一四八）十一月とするが、特に後者はおそらく冬の祭と明記されていたことに導かれたのであろう。和泉古典叢書『千載集』は年代特定のごとは全く見られない。井上宗雄氏『平安後期歌人伝の研究』は、『六条藤家の人々』の「顕輔」において、種々の事績を上げて説明を加えているが当該歌に触れるところはない。古くは『史料綜覧』が仁平四年（一一五四）十月二十八日「久寿」に改元二月一日「春日祭」に『兵範記』『桃華藥葉』とともに『顕輔集』を上げている。

まず、『台記』の久安四年十一月十一日から必要な部分を摘記すると、

乙未、鷄鳴奉幣於春日一如常、未刻春日使右近權中將兼長自大炊第一立、事在別記

である。これ以外に『顕輔集』等と重なり合う記事は見出せない。春日祭使となった兼長は藤原頼長男、時に弱冠十一歳であり、この日の兼長の職は「右近中將」が正しい。『顕輔集』にいう兼職の「中納言」に就いたのは五年後の仁平三年十二月のこと、「権中納言」であり、この点において久安四年では疑問が残る。

次に、『史料綜覧』が示す仁平四年をみよう。『兵範記』正月三十日条の春日祭使を遣わすところに、

天晴、今日左府家嫡中納言中將殿、為春日祭上卿、令発向南都

『宇槐記抄』二月一日条に、

春日祭上卿下向事、中納言兼長

とある。前者の表記は『顕輔集』と近い。時の「左府」は頼長、彼の嫡男で「中納言中將」は「公卿補任」に拠れば『顕輔集』に言うごとく兼長であり、正二位権中納言兼右中將の十七歳である。兼長を「中納言中將」と記すのは同じく『兵範記』同年正月二日条の諸院拜礼の公卿の中に見られ、「左大臣、頼」とある父と一緒に「中納言中

將、兼」として上がる。

「前馬助範綱」とその「二郎子清綱」は『兵範記』においてはどうなのであろうか。父は見られないが、息男については、同じ三十日条の「前駟」の「内殿上人」「院殿上人」「地下君達」「諸大夫廿人」に次いである「六位」の一人に「無官者清綱」がいる。さらに二月二日の還立の日にまとめて上げられる「春日詣前駟人々装束目録」に「韻軒 相模冠者」(「百十」は百十人目であろう)があり、

京出、桜萌木衣、紅単、忍摺狩襖(付錦柴摺平□結紅梅白梅付之)、紅衣□、紅梅単、紅打衣、白狩袴、(以紫青絲等、縫藤円丈、其袂間鳳車様、抜布(傍点、引用者)

とかなり詳細に記される。以下に彼の祭日と還御の装束が同様に上げられているが省略に従う。「狩襖」は『桃華薬葉』に、「一狩襖事」として、

たゞあをともしふなり。ぬひ物をもしくりそめにもする也。又織物をも用ふ。織襖と云。此事にや。或説。織襖と号する狩衣。二重織也云々(傍点、引用者)

とあり、「忍摺狩襖」は『顕輔集』の「しのぶずりのかりぎぬ」と思われる。この装束は他の日には見出されず、顕輔が注目した清綱の衣装は「京出」つまり祭使発遣の折であったことまでも分かってくる。当該記事は仁平四年の春祭であるとはば断してもよいだろう。

父範綱については、『尊卑分脈』に「永雅男」として「従五位上 右馬助 藏人 母肥前守成季女」とあり、彼の九男に「従五位上 判官代 藏人」の清綱がいる(清綱を「二郎子」とするのは不明という他ない)。彼の「前馬助」は他に久安五年(一一四九)六月二十八日催行の『右衛門督家(注、藤原家成) 歌合』(判者は家成の叔父顕輔)の左方歌人に「散位範綱前馬助」と見える。そもそもこの職が極官であったらしく、『和歌色葉』上に「千載 前右馬助入道西遊 俗名範綱、右衛門大輔永雅息」と上がり、そして永万二年(一一六六)夏秋の交に顕輔男重家の主催で行なわれた『中宮亮重家朝臣家歌合』に左方歌人として「西遊」名で出詠しているのが知られる最後の事績である。なお、新日本古典文学大系『千載集』の「人名索引」は、永万元年(一一六五)頃出家、「治承三年

(一一七九) 十月以後没(道因没年と同年)とする。

このようにみれば、仁平四年(一一五四)の時点で「前馬助」は矛盾がないと言えよう。

次に、範綱と顕輔の関係を述べていきたい。

仁平四年において、顕輔は「非参議 正三位 左京大夫(公卿補任)、時に六十六歳である。範綱の生年と経歴が必ずしも明らかでなく、二人がともに「藏人」であったことが分かる程度である。歌人としての範綱に注目すると、彼は和歌六人党の一人藤原範永の、清家、永雅、範綱と続く四世の孫である。範永については、顕輔男清輔の『袋草紙』に頻出する。長元六年(一一〇三)に白河院で行なわれた子日の行事に彼は歌会の雑事に奉仕するだけで歌人にならなかったことを清輔が疑問に感じた話(七七段)、彼の若かった折の「遍照寺において月を詠じた」歌を公任が絶賛した話(八一)、周防内侍が、清家男の新藏人永実が範永の孫であるので歌の力量を試してみたところ、見事に応えた話(一一一)、そして『後撰集』の証本「青表紙本」を所持していた話(五六)など諸事にわたって見られるが、何よりも清輔にとっては六人党の一人であったことが大きいと思う(八八)。顕輔も当然範永に一目置いていたに違いない。清家は『後拾遺集』春上にのみ一首入集するだけである。清家男永実は前述『袋草紙』に逸話が見られる他、『金葉集』『詞花集』に四首ほど採られている。

当の範綱については、歌語への関心の深さが窺える。『無名抄』に、

浪の名はあまたあり。範綱入道がいひけるとて人の語りしは、『をなみ』『さなみ』『さゝらなみ』『はらのてこし』『はまならし』といふ。皆小波の名なり」といひけり。いかなるをしかいふとは、分きていはざりけりとある。実作面においては『千載集』が勅撰集での初出であり(二首)、うち一首は前述の『重家朝臣家歌合』での詠。実は顕輔は『詞花集』に次の一首を入集させたが、初奏時に崇徳院の判断で被除歌となっている。

左衛門督家成が家に歌合し侍りけるによめる 藤原範綱依御定止

239 すみよしのあさはをのわすれみづたえだえならであふよしもがな

清輔撰の『続詞花集』には『千載集』入集歌の一首を含む四首採られており、父子ともに範綱を評価していたこ

とは充分に考えられる。

叙上のごとく、人間関係等も含めて詞書自体に何ら不審な点はなく、『兵範記』との照合により仁平四年正月の春日祭のことと特定できよう。

三

ここでは、『顕輔集』の排列によって当該記事を検討していこう。

井上氏は前掲書において、その排列を、

而して集に収められている百四十六首はほぼ編年的に配列されている。(中略) 僅かに年時前後した所もあるが、詞書中の人物の官位は、前後の詞書の事実から勘案しても、その当時のものによって表記されている。詞書中の過去の助動詞も大体「き」で統一されており、顕輔の手許の歌稿や詠草が基になって取捨配列されたものである。

と説明されている。この見解に従って当該歌に近く置かれており、おおよその詠作年時が分かる歌に限ってその排列を調べていこう。まず一三四番歌について、

康治元年(注、一一四二)十月三日

摂政殿、舍利講之次にふみつくらせ給ひて、願成仏道の心を被講に、歌もあるべし、とてめしありしかば参りて

134 いかでわれこころの月をあらはしてやみにまどへる人をてらさん

とあり、康治元年の摂政殿は藤原忠通である。この舍利講は他の資料に見出せないもので、この年時に催されたとしておく。当歌は『詞花集』雑下に詞書なしで入っており、その前歌に、

舍利講のついでに願成仏道の心を人人によませ侍りけるによみ侍りける

関白前太政大臣

413 よそになどほとけのみちをたづぬらんわが心こそしるべなりけれどして『頭輔集』には見られない忠通詠が上げられている。

一三六番歌は、

月照菊花といふ事を新院のよませたまひしに

136 いくへとかまがきのきくをおもはましこよひの月のなべてなりせば
であり、この歌会の主催者新院（崇徳院）の詠が『詞花集』秋に採り入れられる。

九月十三夜に月照菊花といふことをよませ給ける 新院御製

126 あきふかみはなにはきくのせきなればしたばに月ももりあかしけり

これ以外にも同じ歌会のものと思われる藤原俊成、同公行、同公通、同公重の歌が諸歌集に散見される。これら出席者のうち、もっとも早く亡くなった公行の没年が久安四年（一一四八）六月二十二日であり、この会はその前年以前の九月十三日夜のこととされている。¹¹⁾一三四番歌との排列関係は、幅が広くて大雑把なところしか分からないが、ほぼ年代順と考えてもよいのではないか。

次いで一三九番歌をみよう。

右兵衛督家成卿東山にて、山家初雪といふ事をよみしに

139 さよふけてかけひの水のとまりしにこころはえてきけさのはつゆき

家成（家保男、頭輔甥）の「右兵衛督」在任は保延二年（一一三六）十一月四日から同七年一月二十八日まで（『公卿補任』尻付）であり、一三四番歌以前のこととなる。この箇所を『新編国歌大観』の底本である宮内庁書陵部本（一五〇・七四〇）で検すると、「右衛門督」とあり（同じ本を使用する『私家集大成』本もこの本文）、諸本も全く異同がないので「右衛門督」が正しいであろう。この職には「右兵衛督」に次いで任ぜられており、久安六年（一一五〇）八月二十九日まで九年間勤めている。久安三年以前のこととされる一三六番歌との年次関係は明確

ではないが、排列が確實におかしいというのでは少なくともない。甥に關する事柄なので、しかるべき所に置かれておきたい。

一四二、三番歌は次のようにある。

九月十三夜、九条殿にて女院御堂にて和歌ありしに、いたはる事ありてえまらぬを、とのよりせめておほせらるれば、はふはふまゐりて、月、恋、またもありしかどおぼえず

142 くれのあき月のすがたはたえねどもひかりはそらにみちにけるかな

143 人まねのこひにぞ老はわすれぬるむかしのころいまだありけり

和歌会に頭輔は出席できる身体でなかったが、殿からのたつての要望によりほうほうの態で参上して歌を詠んだという。年代を特定するために「九条殿」に注目したい。これは建物を指すと思われるが、諸資料に徴してみると、まず『兵範記』仁平二年（一一五二）三月十一日条に、

今夕、九条殿御移涉也、季兼朝臣奉行作事、庇御車、殿下御冠直衣、北政行御同車（中略）着御新宅之後、供五菓

とある。この「九条殿」は人物名か建物名か分明ではないが、同じ記事を載せる『山槐記』同日条に、

雨降、今夜関白殿始令渡九条殿給、件儀唐車、北政所同車

と見えており、建物であることがはっきりする。「関白殿」藤原忠通が北政所（宗子）と同車して九条殿に初めて渡ったという。「移涉」は特に日記や記録類では新居に移る場合に用いられることが多い。「九条殿」の記事は仁平二年三月以前には全く見られず、これ以後ならばたとえ『兵範記』の九月十二日、十四日、十八日条などに「参九条殿」「渡御九条殿」などと急に多く現われてくるのである。この一四二、三番歌の「九条殿」も建物と断じてよいだろう。

歌会が行なわれた「女院御堂」について、「女院」は忠通女聖子（母宗子は頭輔姪）であり、久安六年（一一五〇）二月二十七日に皇嘉門院の院号を宣下されている。「女院」がその時点によって表記されているとして、この

記事は九条殿完成の仁平二年三月十一日以降のこととまず大雑把に考えることができる。ところが、『台記』の仁平四年（久寿元年）九月十三日条に「新院、有詩歌興云々」とあり、九条殿での歌会と新院主催のものが同じ日に重なることはないだろうし、頭輔入滅が久寿二年五月七日であるので、この歌会は仁平二、三年のどちらからということになる。

その後の「九条殿」の動静を窺うと、『兵範記』仁平二年三月十九日条に、
今夕、皇嘉門院御幸九条殿、為吉 之上御方違云々

とあり、方違に来たことが分かる。これ以降もたとえば同じく久寿二年（一一五五）十一月三日条に、
次女院御幸九条殿、日次無憚之上、依定例出御也、殿下自九条殿、渡御御匣殿宿所
翌四日条に、

今朝、皇嘉門院還御法性寺殿、当日御彼殿也

と見え、女院が時々ここに行幸し、普段は法性寺殿に住んでいたらしいこと、および忠通がこの時は当邸に居たことが明らかに becoming くる。この歌会が催行された「女院御堂」は女院の本邸ではない第宅に御堂が建立されていたのである。

当の一四四番歌の次には、

老の病日にそへてよろづもおぼえねど、南おもての花さかりなりとききて、例の事なれば、人人に案内して
花宴せしに

145いのちあればおほくのあきになりぬれどことしばかりのはなはみざりつ
があり、重い老病を押しして花宴を催したという。これは後に『続古今集』春下に、

久寿二年二月人麿影を清輔朝臣につたへける時、花下言志といふことを

左京大夫頭輔

117いのちあればおほくのあきにあひぬれどことしばかりのはなはみざりつ

と入集するが、詞書が全くといってよいほどに違っており、歌詞も異同がある。なお、『頭輔集』の第二句は正しくは「おほくのほるに」ではないか。底本は「あき」の傍に「本マ、」と注し、諸本の大部分は「あき」であるが。これに続いて、花を惜しむ翌日の歌（後述）があり、そしてこれに「こののち病おもくなりて、五月七日なんかくれ侍りにける」と左注が付されて『頭輔集』は終わっている。

このように、詠作年時をほぼ特定できる歌を検討してきたが、特に当該歌の前後をみると、一四二、三番歌が仁平二年（一一五二）か三年の九月十三日、一四五、六番歌が久寿二年（一一五五）二月のことであり、仁平四年正月と一四四番歌を推定しておいたことは排列の上からも不審はないと言える。

四

年時の特定という視点で論じてきたが、ここで改めて排列を尊重して当該歌の前後をみよう。

直前の一四二、三番歌の詠まれた折の病態はかなり深刻で「はふはふまゐ」って、「月」「恋」を詠むだけで精一杯、「またもありしかとおぼえず」であった。頭輔の窮状をうかがいうる文章となっているが、これが好転することもなく「老の病日にそへてよろづもおぼえね」（一四五番）であり、そして一四六番歌には、

この花つねよりもめでたかりしをわすれがたけれど、昨日のなごりにみだり心ちまさりて、さしいづべくも
おぼえざりしかば、人してをりにやりて見るにつけて

146 かばかりの花のにはひをおきながら又も見ざらん事ぞかなしき

と翌日のことが記される。昨日の「南おもての花」が忘れられず、外出もできないので人を遣って折ってこさせたという。こののち、およそ三ヶ月後の久寿二年五月に六十七歳（六十六歳とも）で没している。もっとも、小康状態の折であろうか、『兵範記』の久寿二年正月三日条に、

次参皇嘉門院、（中略）別当左京大夫頭輔卿、立向権大納言、小搦昇、自中門廊車寄戸参進南面廉前、奏聞之

と皇嘉門院聖子への拝礼には出向いている。これは女院別当の立場上無理をしての奉仕であったと考える方がよいのかもれない。

このように見てくれば、当該歌は何もそのようには記されていないが、健康状態がかなり悪かった折のことではないかと推測される。こういう状況のもと、顕輔を春日祭使発遣の見物に駆り立てたのは何であったのだろうか。

まず、春日神社は藤原氏の氏神であり、二月と十一月に行なわれる祭の、特に祭使発遣と還立の日は都に住む藤原氏にとっては大切な行事であった。顕輔と春日神社の関わりについては次のようなことがある。『顕輔集』に、

冬の春日祭に奉幣すとて、身のしづみある事をおもひて、御幣にかきつけし

50 かれはつるふぢのすゑばのかなしきはただ春の日をたのむばかりぞ

ほぼ同じ詞書で顕輔は『詞花集』雑上に採り入れる。『顕輔集』の排列からも早い時期のことと思われ、井上宗雄氏はこれを大治三年（一一二八）かとし（顕輔三十九歳）、前年ころに人の讒言によって白河法皇の勘気を蒙っていたことをいうと思量している（前掲書）。『顕輔集』にはこれ以前にも、

しらぬ事を人のまうせるによりて、白河院の御かしこまりなるころ、唐鏡の一尺ばかりなるを北野にたてまつるとてかきつけし

39 身をつみててらしをさめよますかがみたがいっはりもくもりあらずな

その事のあらはれにしこそ、世のすゑともなくあはれなりしか

と北野神社に唐鏡を奉納して願掛けをしたり、

みのうれへあるころ、かもにまゐりて

42 わがたのむかものはなみたちかへりうれしきせせにあふよしもがな
と賀茂神社に参詣することが見られる。さらに、井上氏の指摘にはないが、

こもりゐたりしころ、月のあかき夜、平等院僧正の許にたてまつりし

49 身をつめばたなびくももなきそらにころぼそくもすめる月かな

も同じ時のことかも知れない。井上氏の説かれるように当歌を含むこれらが一連のものとするれば、頭輔にとってかなり深刻な事態であった。しかし、三九番歌の左注(井上氏は後の付加とする)や『袋草紙』が三九番歌を上げたあとに「其ノ後、無実露頭スト云々。雖モ末代ト無ニ陵運一事也」と述べるように最後には無実がはっきりするのである。その後、大治五年二月二十一日中宮亮になり、八月二十三日に還昇している(公卿補任、中右記)。『頭輔集』の排列に従えば、氏神への願掛けは北野、賀茂両社に次いで行なわれており、これが結果として功を奏したというのである。これに加えて、翌々年の長承元年十一月三日の春日祭に病気の近衛中将藤原実衡に代って中宮の使を亮頭輔が務めることになる。

このように、春日神社は昔日の思い出として今に繋がっていると考えられるが、しかしこれ以上に注目すべきは、『兵範記』によれば清輔がこの時に参列していることである。三十日の発遣日の「公卿以下前駟人々」の中に、まず「先内殿上人廿七人」として名前が列挙され、次いで「次院殿上人卅九人、一院、新院、高麗院、三方相次、任位階、被差之」とある一人として「新院散位清輔」が見られる。祭使の前駟は清輔にとって初めての経験であった。少し前の正月五日に「叙位儀」があつて「正五位下藤原清輔、新院御給」と見え(兵範記)、昇階は叶つたのであるが、ここにいうごとく「散位」だったと分かる。実は、この昇階についてもなかなか願いが聞き入れられなかつたらしく、『清輔集』に、讚岐院に加階のぞみ申すこと侍りけるが、二とせ三とせ過ぎにければ、しはすの廿日あまりの比ほひ、よみて奉りける

405くらる山谷の驚人しれずねのみなかるる春をまつかな

此こと鳥羽院にまうさせ給ひければ、歌のあはれにとてたまはりにけり

とあり、同じ話が『袋草紙』に見られるが、その後文に「次ニ新院ニ奏レテ歌ヲ叙セラル正五下ニ」と記されるのがこの時のことである。この人事まで崇徳院にここニ、三年加階を願っていたが、難波の末によく認められたことが窺われる。とにもかくにも散位ながらも正五位下に叙せられたことは大きな喜びであり、そしてそのすぐ後に前駟を奉仕することになる。

清輔にとつていま一つ慶事があつた。清綱の箇所でも触れたように、二月二日の還立の記事に続いて「春日詣前 駆人々装束目録」が上がるが、そこに清輔は次のように見える。

清輔 左京大夫大夫 京出、秘色唐襦袢、紅衣、白衣、白單、薄色指貫、白下着、白

正月三十日まで短くとも五年間散位であつたが、この日には職に就いていることになる。「左京大夫大夫」は同じ「装束目録」に見える長重の「右京大夫藏人大夫」のように某大夫を兼ねていた可能性もあるが、いまは「大夫」を符字と見なしておく。清輔のようなことがこの時には多くの人に見出され、人名と任ぜられた職名を示せば、

長雅—亮大夫 政業—紀伊大進 清雅—甲斐判官代 盛憲—式部大夫 長重—右京大夫藏人大夫 通能—式部大夫 光兼—筑前藏人大夫 為範—阿波式部大夫

である。前駆の勞により祭当日にでも任せられたと考えられる。清輔の「左京大夫」は当時の頭輔が長年にわたつて就いており、この定員は一人であるので、老病の父のあとを襲わせるために凶られたのではなからうか。時に清輔五十一歳であつた。

このように述べてくれば、頭輔は清輔があらかじめ左京大夫に就くことを知り、この慶事重なる祭見物に、しかも今生の最後という思いで病を押してまで出掛けて行つたのではないかと推量される。そして、清綱の晴れ姿に接し、昂揚した気分のままに翌日あのような歌を送つたというのが真相ではなからうか。

五

一四四番歌が詠まれた背景や状況を明らかにしてきたが、それにしても清輔のことに全く触れなかったのはなぜなのか。これに関わつて言えば、一四五番歌は『統古今集』では人麿影を清輔に譲つた折の歌とするが、これも『頭輔集』には書かれていなかった。特に、このことは『古今著聞集』卷五に、

(頭季ハ) 頭季卿の一男中納言長実卿、二男参議家保卿、この道にたへずとて、三男左京の大夫頭輔卿に(人

磨影ヲ ゆづりけり

と見られるごとく歌道家にとつては重大事であった。周知のように、父子はしばしば反目したが、清輔の歌才を認めたと見られる。周知のように、父子はしばしば反目したが、清輔の歌才を認めたと見られる。周知のように、父子はしばしば反目したが、清輔の歌才を認めたと見られる。

これには、顕輔自身の話ならばまだしも、いくら顕輔にとつて喜ばしいこととはいへ、これらは一般的には身内のあまりにも個人的に過ぎる事柄だと考えたということがあるだろう。また、清輔との確執ゆえであったかも知れない。そして、一四四番歌に限ってみれば、老齡の身でしかも病を押してまで息子の姿を見に出掛けた恥ずかしさや照れがあっただろうとも思われる。

叙上のことは、この両詠が顕輔の詠草そのものであるのを明らかにしているだろう。別人の手が入った場合はいまま題にした点が必要や添加されると考えられるからである。そもそも『顕輔集』最後のあたりは彼の息遣いさえ窺うことができ、こう断じてよいだろう。

『顕輔集』の編者は少しの左注を除けば歌稿にほとんど手を加えず、その取捨選択や排列についても最低限のことしかせずに成したのではなからうか。

注 (1)松野陽一氏『藤原俊成の研究』

(2)『角川古語大辞典』

(3)拙稿『袋草紙』の本文解釈をめぐって―貫之、能宣の求子歌―(『島大國文』第十六号)

(4)井上氏『平安後期歌人伝の研究』

本稿の引用は、和歌は『新編国歌大観』によった。歌学書類は、『袖中抄』は『袖中抄の校本と研究』、『袋草紙』は『袋草紙考証』、『和歌色養』は『日本歌学大系』、『無名抄』は『日本古典文学大系』を用いた。